

参 考

**平成19年度農林水産予算概算要求に
当たって行った予算改革の取組**

1. 平成19年度農林水産予算概算要求の基本的考え方

施策の集中・重点化

「21世紀 新農政2006」
に基づく国内農業の体質強化と
「攻めの農政」の展開

「森林・林業基本計画」
の見直しによる森林の整備・保全と
林業・木材産業の再生

「水産基本計画」
の見直しによる国際競争力のある
水産業への構造改革の推進

予算改革の推進

1. 既往の事務・事業の再点検

- (1) 既往の事務・事業 (762件) について、国の施策として相応しいかどうか 再点検。廃止、統合、縮小するもの、事業内容を変更するもの、新たに政策目標を決定するもの等を含め、9割以上について見直す方向。
- (2) 論点となり得る政策分野で 国の政策介入の基準 (クライテリア) を作成。
(例) 食品産業行政、農業生産対策、農村振興政策につき作成。

2. 政策評価結果と予算執行状況の反映

- (1) 政策評価結果 について 予算概算要求に適切に反映。
(例) ① 都市と農村の交流の促進について、潜在需要等を踏まえて政策目標を見直し。
② 水産物の多段階流通の見直しについて、産地市場のあり方も含めて検討し、水産物流通構造改革事業、国産水産物安定供給推進事業を創設。
- (2) 財務省が行った 予算執行調査を反映。
(例) 森林整備地域活動支援交付金について、調査結果を施業・経営の集約化のために活用すべきとの指摘を踏まえ、施業の集約化に必要な情報収集を実施。

3. 非公共施設費改革

- (1) 国と地方の役割分担の見直し。
① 革新的な技術に基づき新しい施設等を整備 (新需要創造対策)。
② 全国的な観点から重点地区を選定し、農業の構造改革を集中的に実施。
③ 地域資源を活用して国民生活の向上に貢献 (バイオ燃料の製造・供給を推進)。
- (2) 新たな政策手法の導入 などの改革を実施。
(例) ① 担い手の農業用機械施設等の導入に際し、「融資残補助」の仕組みを導入。
② バイオ燃料の製造施設整備につき、ソフト・施設費助成を一括して実施。

4. 公共事業改革

中川大臣が5月に経済財政諮問会議で発表された「改革5原則」を 着実に実行。

- (例) ① 広葉樹林化や長伐期化などの多様な森林づくりと、低コストで効率的な作業システムの構築等のためのソフト施策の連携により、「100年の森林づくり」を推進。「非公共施策との連携を強化」
- ② 農業水利施設の更新需要が増大することを踏まえ、ストックマネジメントに基づく事業に予算を重点的に配分。「予算配分に一層のメリハリ付け」
- ③ 農林水産公共事業における一般競争入札の対象を5年間で現状の2~3割から概ね8割 (金額ベース) まで拡大。「入札改革による透明性の確保」

5. 事業の集中・重点化

新規事業の検討過程や既往の事務・事業の再点検過程を通じて、7つの分野で 体系的に整理し、集中的に事業を実施。

- (例) ① 担い手支援のためのワンストップ窓口を設置し、担い手向けのあらゆるサポート活動を一元的に実施。
- ② 木材供給量拡大のための各種事業の廃止・統合を行い、住宅分野における国産材の市場奪回を目指した事業を集中的に実施。

6. 予算執行改革

- (1) 民間団体を補助対象とする事業の 執行方法の透明性の向上を図るため「公募方式」を原則とすることとし、省としての基準を設定。
- (2) その他の 執行方式の改善。
(例) ① バランスの良い食生活を実現するため、食育事業を品目横断的に実施。
② 広報啓発について、重複する各局庁媒体を廃止し、省内で一元化。

２．既往の事務・事業の再点検

農林水産省においては、平成 19 年度予算の概算要求に当たり、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」という構造改革の流れに即し、また、歳出・歳入一体改革の趣旨を踏まえ、既往のすべての事務・事業（762 件）について、改めて点検を行いました。

（１）再点検におけるチェックポイント

- ① 小さな政府を志向する方向の中で、その事務・事業の趣旨、目的、内容が今後とも国の事業として相応しいものであるか。
- ② 事業効果としての目標が、国民にわかり易く設定されているか。
- ③ 事業の目標達成のための政策手法が効率的なものになっているか。
- ④ 事業の執行に際しての透明性が確保されているか。

（２）再点検結果の概要

再点検の結果、既往事務・事業 762 件のうち、91%について、次のとおり廃止、統合、縮小、事業内容の変更等の見直しを実施しました。

見 直 し 内 容	件 数（割 合）
1. 廃止したもの [うち期限到来前に廃止したもの	126 (17%) 43 (6%)]
2. 他の事業に統合したもの	43 (6%)
3. 事業執行方式を変更したもの	54 (7%)
4. 事業の一部を縮減したもの	120 (16%)
5. 新たに政策目標を設定したもの	297 (39%)
6. 積算の見直しを行ったもの	176 (23%)
7. 事業実施主体について公募制に移行したもの	178 (23%)
8. 上記以外の見直し	90 (12%)
1～8のいずれかの見直しを行ったもの	694 (91%)

（注）該当する事業には、重複があるため、計数は一致しない。

※ 本件数には、①国際約束に基づき毎年定額を払い込む義務を負う、国際機関への拠出金・分担金(31 件) ②独立行政法人通則法の規定により農林水産大臣が策定する中期目標に定める比率において、段階的に抑制することとされている独立行政法人運営費交付金(18 件) は含まれない。

(3) 国の事業としての適格性基準の設定

以上の再点検を行うに当たり、特に、民間部門や地方行政との役割分担が問われる分野については、国の事業として相応しいものであるかどうかに関する明確な基準を設定する必要があります。

このため、農林水産省においては、①食品産業行政、②農業生産対策、③農村振興政策等の分野について「国の政策介入の基準(クライテリア)」を作成しました。(具体的基準については次頁以降に掲載)

3. 国の政策介入に関する基準

食品産業に係る国の政策介入に関する基準

1. 基本的考え方

食品産業は、食品製造業、食品流通業及び外食産業により構成されているが、基本的には他の産業分野と同様、個々の民間企業の自由な経済活動を基本に成り立っている産業である。

しかしながら、天候等自然に左右される農産物生産の特性によりその主な原材料の供給が不安定であり、また、内外価格差の存在から、国際的に割高な原材料を使用せざるを得ないという構造的リスクを内在する一方で、国民が豊かな食生活を安定的に営む上で不可欠であるとともに、地域の農業等と結びつき、地域経済において大きなウエイトを占めている産業として、他の産業分野とは異なる性格を有している。

このため、食品産業に対しては、国民への食料の安定供給についての責務を有する国において、国全体として「小さな政府」を志向する中においても、一定の政策介入を行うことが必要であり、今後は、以下の基準に従い、国が政策を講ずる際の適否を判断することとする。

なお、本基準により国による一定の政策介入が認められる場合においても、小さな政府を志向し、「民間にできることは民間へ」という行財政改革の基本的な考え方を踏まえ、当該手法の優越性等を勘案し、必要最小限かつ効果的・効率的なものにしていく必要がある。

2. 具体的な基準

(1) 食料行政の一環としての施策の実施

食品産業は、農林水産業とともに国民への食料の安定供給を果たす「車の両輪」としての役割を担っており、国が食料行政を推進する際には、その一環として食品産業への政策介入が必要となる。

ア 産地と消費者を結ぶ基礎的な社会インフラの整備

卸売市場のような産地と消費者を結ぶ基礎的な社会インフラは、

- ① 国民生活に欠くことのできない食料品について、効率的に即時・大量な供給を行う上で必要不可欠な施設であること
- ② 施設型で場所を取り、設置コストが高いこと
- ③ 少額の手数料で設置コストが価格に反映できない取引の仕組みであるという特性を有すること

から、国による支援が適当な分野と考えられるが、その場合においても、その便益が国民全体に及ぶのか、それとも一定の地域に限定され、地方に委ねるべきものなのかについての見極めが必要である。

イ 基礎的な食料の安定的な供給を図るための危機管理措置

国民生活に不可欠な基礎的な食料を国民に安定的に供給することは国の責務であり、その供給の担い手が食品事業者である場合には、食品産業行政として危機管理措置を講ずることが適当である。この場合の取組についてもできる限り効率的なものとする必要がある。

(2) 食品産業の特質に着目した産業政策の実施

食品産業は、原材料供給の不安定性、中小零細な産業構造といった特質を有していることから、これに着目した産業政策として最小限の政策介入を行う必要がある。

① 食品産業の将来的な展開を見据えた支援

国内市場が縮小していく状況の中で、我が国の食品産業の将来展望を切り拓くため、国として食品産業の海外進出や食農連携体制の構築等個々の事業者にとってはリスク・負担が大きい部分を補てん、軽減する意義はあるものと考えられる。その場合にも、事業者自らが負担すべき分野について国が助成することとならないように留意するとともに、国の支援はこのような取組が定着するまでの一時的なものとする必要がある。

② 強い社会的要請への対応

食料供給コストの縮減、食品環境対策や食品表示対策のように、強い社会的要請があるものについては、それに向けた対応を緊急に国が行う必要がある場合も考えられる。その際にも、その必要性について十分に検証し、支援の期間についても限定的なものとする必要がある。

③ 事業者の責めに帰すことのできない急激な環境の変化に事業者が円滑に対応するための施策

事業者が自らをめぐる環境の変化に対応するのは、基本的には事業者自らの責任であるが、その原因が国による政策の変更によるものである場合や、家畜伝染病の発生等緊急事態への対応である場合には、国として事業者の円滑な適応を促すための措置を講じることにより、事業者のソフトランディングを図ることが必要である。

④ 他分野との格差の是正

国全体として戦略的に取り組んでいる施策において、食品産業固有の特質（原材料供給の不安定性、中小零細な産業構造等）により取組が遅れているものについては、他分野との格差を是正するために最小限の国の支援を実施する必要がある。

農業生産対策に係る国の政策介入に関する基準

1．基本的考え方

農業は、その生産を通じ、食料の安定供給の確保、国土保全等の多面的機能などの重要な役割を果たしており、その効果は、農業生産地にとどまらず、広く消費地にも及ぶものである。

特に、現在、我が国の食料自給率は約40%と先進主要国の中で最も低く、その向上が求められており、また、山間地や中山間地域が多くを占める国土の保全のため、安定的な農地の維持・管理が必要であるなど、農業生産の機能を維持・拡大することは、国民生活の安定の上で必要不可欠である。

一方、地理的・社会的条件等から、諸外国とは生産コストに大きな格差があり、農業生産を維持するためには国の支援が必要である。具体的な国の支援については、今まで個別作物に着目し、各作物に応じた支援を行ってきたが、最近では、農業構造改革を進める観点から、経営体に着目した施策を進めているところである。

そもそも、農業生産対策として行う政策的支援は、農業者が行う経済活動に対して国として一定の政策介入を行うものであり、小さな政府を志向する立場からは、「民間にできることは民間で」という基本路線の下、必要最小限に止められるべきものである。

他方で前述のとおり、農業の役割や農業生産の特質にかんがみれば、国としても、農業生産に着目して一定の政策的支援を行うことが求められるものであり、「どのような場合に、国の政策介入が求められるのか」に関して基準を作成する必要がある。

2．具体的な基準

1の観点を踏まえ、農業生産における国の支援について、以下のよう整理することとする。

(1) 個別作物の再生産を確保するための対策

ア 安定的な国民生活のため、農業生産の維持は不可欠であるが、一方、我が国の農業は諸外国とは生産コストに大きな差がある。このような生産コストの格差の縮小については、規模拡大等構造改革を進めるという観点からは、基本的に経営対策として講ずべきものである。他方で、現在の経営対策は、すべての作物を網羅するものとなっていないため、これらの対策に含まれていない作物のうち、次の事項に該当するものについて、再生産を確保するための対策が必要である。

- ① 我が国の農業生産上重要な作物であること。
- ② 国民の食生活の上で重要な位置づけを占めること。

イ 再生産を確保するための対策としては、経営体を単位とした品目横断的経営対策が講じられるに至っていない段階における作目別の価格下落対策や、経営対策よりも需給対策等の他の政策手法を活用する方が効果的な場合の当該対策が該当する。

ウ なお、規模拡大等構造改革以外の生産性向上、即ち革新技術の導入や反収・品質の向上によるコストダウンについては、生産対策の範囲内であり、生産のための方向性や指針を示すことは引き続き必要であるが、補助金等による直接的な国の支援の対象としては、地方公共団体や民間との役割分担を踏まえれば、(2) 以下の考え方に立って限定していく必要がある。

(例1) 野菜価格対策：野菜は農業生産額の約25%を占める重要な作物であり、また国民の食生活上不可欠なものであることから、生産者の経営悪化を防止し、安定的に供給するため、価格対策が必要である。

(例2) 畜産対策：畜産業については、耕種農業とは作業内容、経営上の問題点等異なるところが大きい。このような畜産業の性格から、米・麦・大豆等の耕種農業の作目と同じ経営安定対策に含

めた場合、必ずしも畜産経営に適切なものにならないおそれがあるため、別途、畜産対策を講じることが必要である。

（２）急激な経営環境変化への対策

国境措置の変更、風水害等の被災、原料・資材の高騰等の生産者の責めに帰しがたい事由で、急激に経営環境が変化した際、生産者が経営刷新、業種転換、生産規模縮小、廃止等の対応を円滑に行うための措置については、一時的に国が支援を行う必要がある。

（例）ＵＲ対策、災害対策、原油高騰対策

（３）価格に反映されない公益的取組への支援

国民生活の向上を図る上で重要な取組であるが、その取組に要するコストが価格に転嫁できず、生産者の一方的な負担となるため対応が進まないと考えられる場合については、その促進誘導を図るため、国による必要最低限の支援が必要である。

（例）環境農業対策：環境に配慮した農業生産を行っても、それによる付加価値は必ずしも十分その労働に見合ったものとは言えず、農薬・肥料等を多投入した方が高収益である場合も多いが、その場合、水質の汚濁等環境の悪化が引き起こされる。そのため、直接収益性を向上させない環境農業についての技術、施設整備等に対しては、国が支援を行うことが必要である。

（４）重要政策の基盤づくり

政府一体で進められている重要政策について、農業分野での円滑な推進を図るための措置については、農林水産省の責務として、適切な対応を図っていく必要がある。

（例）知的財産権活用対策：我が国が知財立国を目指している中、農業分野でも育成者権を中心に知的財産権の創造・保護・活用を図ることが必要であるが、民間では知的財産権の意識すら浸透し

ていないことから、まず国が基盤づくりとして、侵害対策、情報システム、普及啓発等を行うことが必要である。

(5) 社会問題への適切な対応

農業生産に関係する案件で、発生が全国的な広がりを見せ、又は、国民生活に影響が出ているなど、社会問題化している課題について、地方自治体等の関係機関とも連携しながら適切な対応を行っていく必要がある。

(例) 鳥獣害防止対策：少子高齢化等により農山村の過疎化が進んだため、イノシシ、サル、シカ等の鳥獣害が各地で大きな問題となっており、農業被害の防除等について、国としての対策が必要である。

(6) 革新技术の開発・普及

革新技术の開発・普及については、民間の取組で進むものについては民間に委ねることとするが、リスクが高い等の理由により、民間に委ねては普及しないもののうち、

- ① その技術が進展することにより、国が進める政策を推進することができるもの、
- ② 国が推進を図るにふさわしい基本的な技術であり、この技術が一定程度進展すれば、民間においてさまざまな応用が見込まれること

については、国がモデルを示すことにより、その技術を推進することとする。

(例) 省資源・脱石油推進対策：省資源・脱石油は国として早急に推進すべき政策であるが、一方、農業分野におけるそのための技術は十分に発展しているとは言い難い。そのため、小型水力発電やトリジェネレーションシステム等現場での実証が十分行われていない技術について、国がモデルを示し、各地域でさまざまな利用が行われる基盤づくりを行う必要がある。

農村振興に係る国の政策介入に関する基準

1. 基本的考え方

農村は、そこに住む人々の生産、生活の場であるとともに、国土・環境の保全、水資源のかん養、美しい自然・景観、ゆとり、やすらぎなどの公益的機能を提供する国民共有の財産でもある、という二面性を有している。したがって、農村振興とは、農村自身の経済や生活を維持・発展させることを基本としつつも、都市住民を含む国民全体に、上記に述べたような公益的機能をも提供しうる、魅力的な農村が全国に存立することを目指すものである。

そのためには、まず農村が自ら考え行動していくことが基本であるが、農村にはない資源、例えば様々な情報や知的財産に関する制度、企業や大学が有する技術やノウハウなどを、農村に向けて円滑に供給することが、農村の自立にとっての鍵となる。

他方、農村には、農産物のほか、土地や水、美しい自然や環境、伝統文化、これからの開発・利用が期待される新たなエネルギーなど、都市にはない資源が豊富に存在している。これらの農村の資源を利用し、これからの日本が目指すべき共生・対流や循環型社会の構築を進めていくことは、都市を含む国民生活全体へ、より豊かな新たな生活スタイルを提案、提供するという国家的な事業に他ならない。

したがって、農村振興についても、「民間でできることは民間に」、「地方でできることは地方に」との基本的な考え方に基づいて、民間、地方の自主的な取組を進めていくことが必要であるが、上記のような農村の特質に鑑みれば、国としても一定の政策介入を行うことが求められるものである。以上の観点に立って、農村振興に係る国の政策介入に関する基準を作成する。

2. 具体的な基準

(1) 農村の自立に向けた取組を補完するための施策

農村振興の主役は地域であり、自立に向けて地域自ら考え行動し、互いに競い合うことで活性化を目指すことが基本である。しかしながら、そのためには多くの地域が公正で適正な競争に参加し、また再挑戦の機会が与えられる土俵が必要であり、国はその確保のため、必要に応じ補完的な施策を講じることが求められる。

① 政策の基本方向の提示や基礎的情報等の提供

国全体としての調和がとれた農村振興を実現していくためには、国が基本的な政策の方向やモデルを示していくことが不可欠である。また、地域の活性化に関する基礎的、全国的な情報やノウハウなどは、地域ごとのばらばらな取組に任せるのではなく、国がまとめて整備、提供することが効率的である。

- (例)・ 政策の基本方向についての調査、立案、提示
- ・ 全国規模での情報、ノウハウ、人材の提供
 - ・ 政策モデルの策定

② 公正を確保するための規制、ルール策定

地域の創意工夫を守るための知的財産保護の仕組みなど、公正な競争が確保できるよう、適切な規制やルールの策定・運用を行う必要がある。

(例) 知的財産保護制度

③ 農村振興の新たな主体への橋渡し

住民、企業など、農村振興の新たな主体の活動は、自立に向けて努力しようとしている地域にとって大きな力になると考えられるが、個々の取組による連携では、情報も限定的であり、質、量とも本来可能なマッチングの水準に及ばないおそれ大きい。こ

うした中、国が橋渡し役となって、地域の実情に応じた新たな振興主体とのマッチングを進めることは、極めて効率的・効果的である。

- (例)・ NPO等への支援
- ・ 企業、大学等と農村とのマッチング

④ 市場での競争を支える土台づくり

市場ルールに任せた場合、重大かつ明白な格差が全国的な規模で生じるものについては、その一部を国が補完し、条件不利地域対策であっても、地域の自主性を活かした農村振興の市場に参加できるよう、また再挑戦の機会が与えられるようにすることが必要である。

- (例)・ デジタル・ディバイドの解消（情報基盤の整備）
- ・ 中山間地域等直接支払い

（２）農村地域の資源を国民生活の向上に役立てるための施策

農村地域に存在する多様な資源を国民生活の向上に役立てるとの観点から、国は、それらの資源を適切な水準で全国的に確保、利用するための方策を講じる必要がある。

① 政策の基本方向の提示や基礎的情報等の提供

農村地域の資源の確保・利用のあり方について、国が基本的な政策の方向やモデルを示していくことが不可欠である。また、農村地域の資源に関する基礎的、全国的な情報やノウハウ等は、地域ごとのばらばらな取組に任せるのではなく、国がまとめて整備、提供することが効率的である。

- (例)・ 政策の基本方向についての調査、立案、提示
- ・ 全国規模での情報、ノウハウ、人材の提供
 - ・ 政策モデルの策定

② 制度上の仕組みの整備

農村地域の資源を、全国的な視点から適正な水準で確保し、利用を図るため、制度的な規制や利用促進のための措置を講じる必要がある。

(例) 市民農園整備促進法

③ 技術開発、実証・普及

国民生活の向上に大きく貢献することが見込まれる資源の利用技術等について、民間や地方にとってはリスク・負担が大きすぎるなどの理由により、十分な水準の投資がなされない場合には、それらの開発、実証、普及等を、国が自ら率先して行う必要がある。

(例) バイオマス関連新技術

④ 資源の確保、利用のための活動支援

民間や地方の取組に任せると、社会的に最適な水準での資源の確保、利用が行われない場合には、都市住民を含めた関係者を対象に、資源の確保、利用に係る活動を支援することが必要である。

(例) ・ 農地・水、環境保全向上対策

- ・ 団塊世代等の定年帰農等の促進
- ・ 農村資源を活用した都会の若者等の人材育成
- ・ 都市農村連携モデル構築

⑤ 資源の確保、利用のための基盤整備

国民生活の向上に大きく貢献することが見込まれる資源の確保、利用に必要な施設や基盤の整備について、民間や地方にとってはリスク・負担が大きすぎる、外部経済性が存在し受益と負担のミスマッチが生じるなどの理由により、十分な投資が行われない場合に、国が助成を行い、全体として必要な水準の供給を確保する必要がある。

- (例)・ バイオマスタウン構想支援
 - ・ 都市・農村交流施設整備
 - ・ 都市農業振興関連施設整備

3．施策手段の選定

上記の基準により国の施策を検討する際には、政策の目的をより効率的に実現するための適切な手法を選定することが必要となる。

具体的には、まず、民間の資金、ノウハウ、活力などを活用できるような仕組みづくりや、地方の優れた取組を広く普及させるための情報提供やモデル事例の支援、など国の関与の度合いができるだけ少ない施策を優先し、それらによっては目的が十分に達成できない場合に、融資、さらには税制、補助金など、またはそれらの組み合わせにより実施するとの基本的な考え方に沿って政策手段を検討する。

4. 政策評価結果と予算執行状況の反映

(1) 政策評価結果の反映

ア 農林水産省においては、「農林水産省政策評価会」（第三者機関：座長 今村奈良臣 東京大学名誉教授）の意見を聴き、政策評価を実施しています。

平成17年度政策の評価結果については、平成18年7月14日に取りまとめられ、その内容は次のとおりでした。

<平成17年度政策の評価結果の概要>

評価対象とした50の目標のうち、達成ランク「A（概ね有効）」が32目標（64%）、「B（有効性の向上が必要である）」が16目標（32%）、「C（有効性に問題がある）」が2目標（4%）となりました。

【17年度政策の評価結果】

A	・・・32目標	（64%）
B	・・・16目標	（32%）
C	・・・2目標	（4%）
合計	・・・50目標	（100%）

ランク	評 価	達成度合
A	概ね有効	90%以上
B	有効性の向上が必要である	50%以上90%未満
C	有効性に問題がある	50%未満

イ この評価結果を受け、平成19年度予算概算要求に当たっては、次のとおり、施策の内容の見直しを行いました。

<達成ランクが「C」となった2目標における対策>

- ① 都市と農村の交流の促進
（農家民宿及び公設の宿泊施設における宿泊者数）

【政策評価結果】

17年度目標値：2,510万人泊

17年度実績値：1,820万人泊

所見：都市農村交流では、国内観光全体の動向等を踏まえつつ、より適切な指標を検討する必要がある。

【政策評価結果の反映】

政策目標値の設定時点では、グリーン・ツーリズム関連の宿泊実態について全国的な調査がなかったことから、17年農林業センサス等によ

り新たに実態把握に取り組むこととしました。また、政策目標については、泊数単位から人数単位へと見直し、都市農村交流に対する潜在需要を勘案して、「都市農村交流施設の年間延べ宿泊者数を５年間で１１０万人拡大し、７７０万人（１６年度）を８８０万人（２１年度）にすること」へと見直します。これにより、都市農村交流の実態をより正確に反映した政策目標としました。

② 水産物における消費地と産地の価格差の縮減

【政策評価結果】

17年度目標値：４.00倍以内

17年度実績値：４.41倍

所見：適正な魚価の確保に関しては、多段階流通を見直すことも必要であり、産地市場のあり方も含めて検討する必要がある。

【政策評価結果の反映】

多段階流通の見直しについて、産地市場のあり方も含めて検討した結果、次のとおり新規事業を実施することとしました。なお、これらの事業は、既存施策の見直しを行って、財源を措置しています。

・水産物流通構造改革事業（新規） ５００（０）百万円

水産物流通の起点となる産地市場の統廃合など、より低コストな水産物流通の仕組みを構築するための新たなルートでの輸送の実証などを行います。本事業は、国内水産業の競争力強化に資するものであるため、経済成長戦略要望枠として予算要求します。

・国産水産物安定供給推進事業（新規） １，４００（０）百万円

また、産地と消費地の小売業者等の間の安定供給契約の締結を促し、直接取引による流通コストの低減に努めます。

<達成ランクが「A」又は「B」となった目標における対応>

① 食品流通の効率化

【政策評価結果】

17年度目標：食品流通の効率化（食品卸売業・小売業の労働生産性の向上等）

17年度実績：食品卸売業では労働生産性の向上がみられたが、食品小

売業では労働生産性の向上がみられなかった。（達成ランクB）

所見：目標達成に向け、今後は、食品産業界等と問題意識を共有しながら、消費者ニーズの多様化・高度化等に対応した食品小売業者のコスト縮減と経営体質強化等に取り組んでいく必要がある。

【政策評価結果の反映】

食品流通の効率化については、評価結果を踏まえ、情報技術を活用した物流作業体系の効率化に向けた実証実験、食品小売業の適正仕入れ・廃棄ロスの縮小等を実現するコスト低減のためのビジネスモデルの実証・普及等を実施します。また、外部の有識者からなる「食料供給コスト縮減検証委員会」の知見を十分反映し、合理化・効率化の目標達成に向けて努力します。

② 食品の安全性の確保

【政策評価結果】

17年度目標：国産農産物等を汚染するおそれのある特定の危害要因について、摂取許容量を超えないレベルに抑制する。

17年度実績：目標は達成している（達成ランクA）

所見：目標を達成しているものの、国民の健康への影響を未然に防止することは重要な課題であることから、今後とも科学的原則に基づいた効果的なリスク管理措置等の実施を継続し、「食の安全及び消費者の信頼の確保」に努める必要がある。

【政策評価結果の反映】

食品の安全を確保するためには、食品に起因する健康への悪影響を未然に防止することに重点を置き、生産現場から食卓までを通じて食品の安全を確保する取組を進めることが重要です。これを踏まえ、科学的原則に基づき、食品に由来する健康リスクがどの程度あるのかを予測し、危害要因の性質や問題の発生過程等に即した方針・対策を決定します。

具体的には、以下の事業を実施します。

ア 科学的・統一的な枠組みに則り、食品または飼料における有害化学物質の汚染実態調査とリスク管理措置の検討・検証のための調査を引き続き実施するとともに、新たに、食品または生産環境における有害微生物の汚染の実態調査を実施します。

イ また、これまで実施してきたカドミウム吸収抑制技術等に加え、

新たに土壤洗浄技術の評価を行うなど、農作物中に含まれるカドミウムのリスク低減技術の確立に向けた取組を推進します。

③ 飼料作物生産コストの低減

【政策評価結果】

17年度目標値：45.0円/T D N k g

17年度実績値：46.0円/T D N k g（達成ランクB）

T D N・・・T o t a l D i g e s t i b l e N u t r i e n t s（可消化養分総量）の略。飼料の含有する栄養価を示す単位で、家畜が消化し、エネルギーとして利用できる養分の総量を示すもの。「T D N k g」とは、k g単位で表したもの。

所見：目標達成に向け、今後は、飼料基盤の拡大や高生産性草地への転換、飼料生産作業の効率化を推進するとともに、水田や耕作放棄地等における放牧利用の拡大、耕畜連携の強化による水田における飼料作物の作付け拡大や国産稲わらの飼料利用拡大等飼料増産運動を一層推進し、自給飼料の生産コストの引き下げを図る必要がある。

【政策評価結果の反映】

評価結果を踏まえ、水田における耕畜連携による地域の創意工夫を活かした飼料作物の生産振興、不作付地を対象とした飼料基盤整備や生産性が高く作業効率にも優れた牧草地への転換を図る草地再生改良の推進を図ります。また、稲発酵粗飼料や稲わら生産・利用の拡大、水田や耕作放棄地等における放牧の拡大、地域の効率的な飼料生産・供給システムの構築などに取り組みます。

④ 農業経営改善計画の認定数

【政策評価結果】

17年度目標値：24.4万経営体

17年度実績値：24.6万経営体（達成ランクA）

所見：目標を達成しているものの、今後は、品目横断的経営安定対策と一体的に、担い手の育成・確保の取組を強化するため、引き続き、認定農業者や特定農業団体等への発展を促すとともに、経営改善を図るための各種支援を集中的・重点的に実施する必要がある。

【政策評価結果の反映】

全ての農業者を一律に対象として品目ごとの価格に着目して講じてきた政策を見直し、意欲と能力のある担い手（一定の要件を満たす認定農業者、集落営農組織）を対象として、その経営の安定を図るための「品目横断的経営安定対策」を19年産から新たに導入します。併せて、税制・金融措置を含め斬新な担い手メリット措置を創設する等により、政策手段を効率的に組み合わせて、担い手への施策のさらなる集中化・重点化を図ります。

⑤ 周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数

【政策評価結果】

17年度目標値：49.6千集落

17年度実績値：49.6千集落（達成ランクA）

所見：目標を達成しているものの、今後は、国有林と民有林を通じた総合的な流域保全対策や治山事業と砂防事業の連携による一体的かつ集中的な防災対策などにより、多様な防災対策を推進し国土の保全を図っていく必要がある。

【政策評価結果の反映】

国有林と民有林を一体とした計画的な事業展開や、地域における避難体制の整備との連携による減災に向けた事業実施などの効果的な治山対策を推進します。

・流域治山計画作成費（新規） 600（0）百万円

森林管理局と都道府県が連携して国有林・民有林を通じた流域ごとの治山計画を作成し、効果的に治山事業を実施します。

・特定流域総合治山事業（拡充）

2,600（1,300）百万円の内数

国有林と民有林の治山事業実施箇所が近接している場合に、これらを一体的に整備することにより、事業効果の早期発現と効率的な事業実施を図ります。

・復旧治山事業等（拡充） 76,742（61,371）百万円の内数

集落を保全するための治山事業を実施する場合、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されていることを要件とすることで、地域における避難体制の整備と連携を図り、減災効果を高めます。

⑥ **農林水産物・食品の輸出の促進**

【政策評価結果】

目 標 値：6,000億円（21年）

17年実績値：3,310億円（達成ランクA）

所見：目標を達成しているものの、今後は以下の取組を推進し、輸出実績の増加傾向を継続させる必要がある。

- ① 販路創出・拡大のための輸出機会の提供
- ② 輸出志向のある生産者等に対する情報の提供
- ③ 輸出に取り組む事業者への進捗段階に応じた支援等

【政策評価結果の反映】

輸出倍増対策は、対策の3年目を迎え、分野ごとの輸出の取組の進展度合いに応じたキメ細かな対策を講じ、目標達成を強力に推進します（総額21億円）。

具体的には、以下の支援策等を総合的に展開します。

- ① 分野ごとの輸出モデルを策定し、そのモデルを活用して産地等の輸出戦略づくりのためのコンサルティングを実施。
- ② これから輸出を本格化させる事業者の取組をサポートするため、これまで先駆的、実践的に取り組んできた方々の活きた体験、ノウハウを提供。
- ③ 海外での日本食・日本産食材の認知度を高めるため、輸出相手国ごとの効果的な手法による日本食のPR。
- ④ 新規顧客を獲得するため、輸出先として有望な国・地域への海外常設店舗設置箇所数を拡大。
- ⑤ 意欲的な目標を掲げ輸出に取り組む民間団体等の輸出力を強化する支援策に、物流技術やブランドの確立等に対応するためのメニューを追加。

(2) 予算執行状況の反映

最近の個別事業の決算の状況や財務省が行った予算執行調査を反映し、次のような見直しを行いました。

① 死亡牛緊急検査処理円滑化推進事業

死亡牛の円滑なBSE検査及び処理を行うため、平成14年度より生産者に対し検査手数料、死亡牛の運搬経費等について補助を実施してきました。しかし、事業開始時に比べ検査キットの平均単価が低下しており、死亡牛の運搬費用も想定単価を下回るケースが見られたため、これら実態を踏まえた補助とするよう指摘されました。

これらの指摘を踏まえ、平成19年度予算要求に当たっては、検査キットを含めた検査費用補助単価の引き下げ、運搬費用について現行単価を上限とした定率補助（1／2以内）を行います。

② 森林整備地域活動支援交付金

森林の現況調査について、地域活動が確実に実施され、調査結果が施業・経営の集約化の促進のために活用されるような仕組みとすべきとの指摘がありました。

これらの指摘を踏まえ、平成19年度は、市町村長への交付金の使用実績報告の義務付け、調査対象の施業・経営の集約化を図ろうとする森林への限定、施業の必要性等が判断できるレベルの情報の収集及び公開の義務付けを行います。

③ 漁業共済掛金の国庫補助

調査の結果、加入者の増加・維持を図りつつも「お付き合い加入」を解消する、より効果的な仕組みなどを検討すべきとの指摘を受けました。

この指摘を踏まえ、来年度にも専門家による協議の場を設け検討していくことを予定しており、会議などの機会に共済組合等に「お付き合い加入」を強いることがないよう、積極的に周知していきます。

※「お付き合い加入」

漁業共済では、漁業者の掛金負担能力に応じ、漁業者自らが契約割合（漁獲高に応じて算出される「共済限度額」に対する共済金額の割合）を選択できることとされているが、この割合を極端に低く設定している契約をいう。

なお、加入区内のすべての関係漁業者が漁業共済に加入した場合、一定契約割合以上で共済に加入した漁業者の共済掛金の国庫補助が2倍となる。

④ 政府倉庫運営のアウトソーシング

政府倉庫等のコスト節減について、民間への全面的なアウトソーシング化等を指摘されました。

この指摘を踏まえ、平成19年度予算要求に当たっては、政府倉庫について官民コストを検証し、費用節減に向けて、保管・管理業務の民間へのアウトソーシングを図ることとし、それに要する経費を予算措置することとしています。また、横浜政府サイロは、平成18年度末に業務を廃止することとしています。

⑤ 政府米の寄託保管

政府米の寄託に係る保管料単価について、平成14年度から導入されている競争原理を今後さらに拡充し、保管料単価の選択肢を多様化・拡大する方向で見直すべきとの指摘がありました。

この指摘を踏まえ、平成19年度予算要求に当たっては、保管料金の選択肢の多様化・拡大などによる保管料単価の削減を反映した保管経費を予算措置することとしています。

⑥ 農山漁村地域活性化整備交付金

受益者が簡易な施設整備に携わる直営施工については、コスト縮減等に効果的であることから、取組みを進めるべきとの指摘を受けました。また、「地域環境保全型農業推進」については、地域の取組みに応じた運用が困難な面があったことから、事業の枠組みを見直すべきとの指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、具体的な取組み事例の収集等を通じた直営施工の推進方策の検討と、「地域環境保全型農業推進」の枠組みの再検討を行っています。

⑦ 農地保全整備事業

コスト縮減対策に対する取組み状況の調査結果から、地区によって取組の程度に大きな差異が認められたので、工種毎に具体的なコスト縮減手法を整理し広く普及に努め、地域の実情に照らして適用可能なコスト縮減手法を積極的に推進すべきと指摘されました。

この指摘を踏まえ、平成19年度予算要求に当たっては、排水路改修において既設の排水路を出来る限りそのまま活かすなどのコスト縮減手法の積極的な適用に努めた内容としています。

⑧ 海岸事業（海岸保全施設の耐震化）

厳しい財政事情の下、海岸保全施設の耐震化を効率的・効果的に推進するためには、各種のコスト縮減策や技術情報等の普及・定着と、各海岸管理者間における優先度を考慮し、5年程度で緊急に実施すべき箇所を定めた計画を策定する必要があるとの指摘を受けました。

この指摘を踏まえ、平成19年度予算要求に当たっては、耐震性能診断や耐震化事業に係るコスト縮減策の普及と、耐震化を緊急かつ優先的に実施すべき箇所を定め、効率的な整備を進めることとしています。

5. 非公共施設費改革

農林水産省においては、これまでもいわゆる「非公共施設費」について、175の補助金を7つの交付金に整理・統合し、地方自治体の裁量を極力活かし得る使い勝手の良い仕組みにするなどの改革を実行してきました。

19年度予算概算要求に当たっては、この方向を更に進めつつ、国と地方の役割分担の見直し、新たな政策手法の導入などの改革を行っています。

(1) 国と地方の役割分担の見直し

7つの交付金は、地方自治体の裁量の範囲を高め、いわば国と地方が共同作業で、農林水産業の振興や農山漁村の活性化を図ろうとするものです。

他方で、リスク性の高い分野、全国的規模での調整が必要な分野等については、国が直轄事業を実施していくことが必要です。

19年度予算の概算要求に当たっては、国が直轄事業を行う分野を次のように体系的に整理しました。

① 革新的な技術に基づき新しい施設等を整備

将来を見据えて新しい政策展開を図っていくためには、施設等の開発を行いながら整備する場合、交付金のメニューに位置付けるに至っていない実証実験段階の施設等を整備する場合にも、国がリスクを吸収しながら直轄事業として実施していくことが必要となります。これは、いわば交付金による普及を行う前段階として位置付けられるものです。

このため、革新的な技術に基づく施設整備を行う直轄型事業を創造することとしました。

**〔未来志向型技術革新対策（生産局計上）〕
（新需要創造対策及び技術革新波及対策）**

② 全国的な観点から重点地区を選定し農業の構造改革を集中的に推進

農林水産省においては、平成19年度からの3年間を「集中改革期間」として位置付け、農政をあげて担い手の育成を図ることとしています。

これを強力に進めていくため、全国的な観点から重点地区を選定し、地

域農業の構造改革のために、交付金のメニューにはない思い切った助成策を集中して展開していくための直轄型事業を創設することとしました。

〔地域担い手経営基盤強化総合対策（経営局計上）〕

③ 地域資源を活用して国民生活の向上に貢献

農山漁村は、地域の方の生活の場であるとともに、国民共通の財産でもあります。

農山漁村に賦存する様々な資源を活用し、国民全体が受益者となり得る国民生活の向上のための事業を実施することは、国の責務と考えられます。

このため、農山漁村で生産される生物資源を活用してバイオ燃料を製造し供給する事業や農山漁村の環境全体を都市住民の生活の潤いの場として活用していく事業など、地域資源を活用して国民生活の向上を図るための直轄型事業を創設することとしました。

〔地域資源活用国民生活向上対策（農村振興局計上）〕

（２）新たな政策手法の導入

以上のような直轄型事業は、その性格上既存の交付金メニューでは必ずしも対応できない施設等を整備していくことを内容としております。このため、事業の推進に当たり、次のとおり、新たな政策手法の導入を行うこととしました。

① 未来志向型技術革新対策のうち新需要創造対策

新食品・新素材により新産業を開拓するリスクを軽減するため、施設等の整備と相まって、新需要創造のための新たなビジネスモデルの提案、高度な品質管理のシステムづくりなどへの助成、事業展開に際しての民間出資の活用など**多元的な政策手法**を組み合わせることで進めていくという事業構成を採用しました。

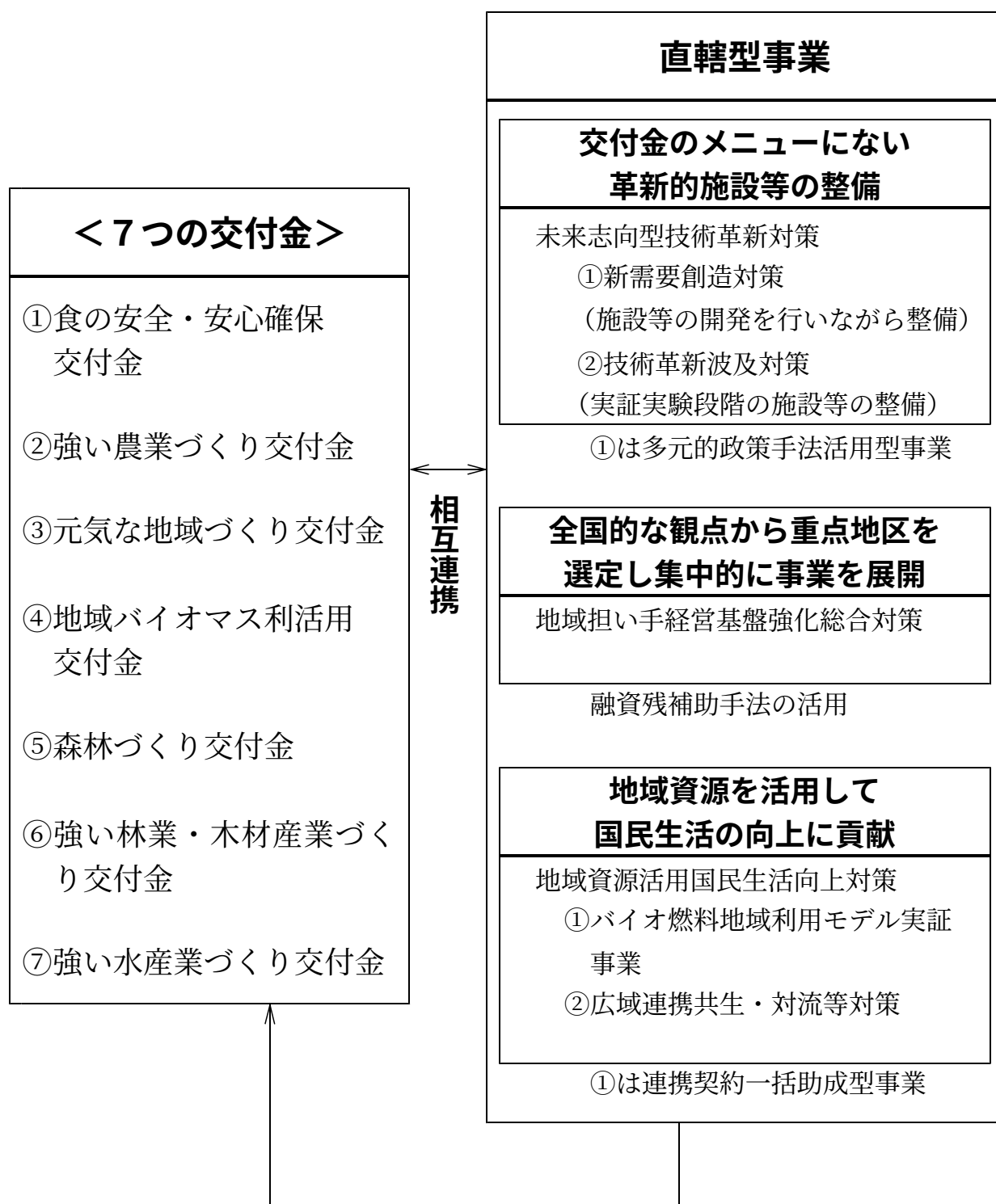
② 地域担い手経営基盤強化総合対策

認定農業者や集落営農は、地域における農地、農業用施設の管理を行う主体であり、それらの方の保有する機械は、共同利用施設としての側面も有しているといえます。

このため、本事業においては、担い手の農業用機械施設等の導入に際し、**「融資残補助」**の仕組みを導入しました。

③地域資源活用国民生活向上対策のうちバイオ燃料地域利用モデル実証事業

バイオ燃料の製造施設の整備に当たり、事業の実行可能性を担保するため、原料生産者、バイオ燃料製造事業者、ガソリン販売業者間において**契約上の連携関係**が成立したことを確認して、関係するソフト助成、施設費**助成を一括**して行うという事業構成を採用しました。



(注)「地域バイオマス利活用交付金」は、18年度までの「バイオマスの環づくり交付金」である。

6. 公共事業改革

農林水産公共事業については、これまでも事業の重点化やコスト縮減などの様々な改革に取り組んできましたが、歳出・歳入一体改革の趣旨を踏まえ、以下の5つの基本方向に則し、更なる改革に取り組みます。

(1) 非公共施策との連携

公共事業によるハード整備とソフト施策を一体的に実施することによって、農林水産政策の重要課題に対応していきます。

① 基盤整備を契機とした農業の構造改革の加速化

農業の生産性を高める基盤整備と、担い手育成のための関連支援施策とを一体的に実施します。これにより、地域が定めるアクションプログラムの担い手目標の達成に貢献します。また、基盤整備を契機とした農業生産法人の育成にも取り組みます。

② 「100年の森林づくり」の総合的な取組の推進

広葉樹林化や長伐期化などの多様な森林づくりと、低コストで効率的な作業システムの構築等のためのソフト施策の連携により、100年先を見据えた森林づくりを進めます。

③ 水産物流通構造改革と連携した産地の競争力強化

市場の統廃合などの流通構造改革と連携して、流通の拠点となる漁港の衛生管理機能を高度化するための整備を行い、産地の競争力を強化します。

④ 公共事業予算の一部を活用した非公共施策の創設

水産基盤整備の予算の一部を活用し、将来にわたり水産物の安定供給を担う漁船漁業者に対して、漁船漁業の構造改革のための総合対策を重点的に実施する非公共施策を創設します。これにより、国際競争力ある漁業経営体を緊急的に育成します。

(2) 予算配分のメリハリ

農林水産政策の重要課題に対応するため、予算配分に一層のメリハリをつけて、事業を重点化していきます。

① 農業水利施設の効率的な更新・保全管理に重点化

今後、農業水利施設の更新需要が増大することを踏まえ、ストックマネジメントに基づく事業に予算を重点的に配分し、農業水利施設を効率的に更新・保全管理していきます。

② 森林吸収源対策の加速化に向けた森林整備への重点化

林野公共事業において、「100年の森林づくり」の推進など、森林整備関係事業に重点化を図り、森林吸収源対策を加速化します。具体的には、以下の措置を図ります。

ア 林道の整備に当たって、間伐などの森林施業に直結するものに重点化

イ 治山事業において、荒廃森林の整備を促進するための事業を新設

③ 水産基盤整備における政策課題に重点化

水産基盤の整備については、新たな漁港漁場整備長期計画（H19.3予定）の政策課題に対応する事業に重点化し、それ以外の事業にかかる新設の投資については、当面の間凍結します。

（３）事業内容の見直し

事業の更なる重点化に向けて、国と地方の役割分担の見直しを行うとともに、地方の裁量を拡大する取組を実施します。

① 国の関与の見直し

国と地方の役割分担の見直しに基づき、以下の事業の採択基準を上げ、国の関与を縮小します。

・ 集落基盤整備事業

（都道府県営事業） 総事業費1.0億円以上 → 2.0億円以上

（団体営事業） 総事業費0.5億円以上 → 2.0億円以上

・ 集落地域整備統合補助事業

総事業費0.5億円以上 → 2.0億円以上

② 補助金改革の推進

地方の自主性・裁量性を高める観点から、予算配分の弾力化や地域独自の提案に対する支援等を内容とする交付金（漁港漁場機能高度化交付金）を新たに創設します。

（４）更新コストの縮減

農業水利施設等の老朽化が進む中、今後の更新需要を効率的に施設の機能を確保するため、ストックマネジメントの考え方を導入します。これにより、既存の農業水利施設等を効率的に活用し、更新のためのコストを抑えつつ、施設の長寿命化を図ります。

【ストックマネジメントに基づく事業体系への転換】

基幹的な農業水利施設の機能診断を行い、施設の劣化の状況を把握します。劣化の状況に応じた予防保全計画を作成し、計画に基づく対策工事を実施します。

また、これらの診断・計画作成、予防保全・更新整備を一貫して実施する仕組みを整備します。

（５）事業方式の改革

各々の事業特性を活かした独自の取り組みにより、入札改革やコスト縮減などの改革を進めていきます。

① 入札改革による透明性の確保

「今後５年間で一般競争入札を概ね８割（金額ベース）まで拡大」という目標に向け、不良・不適格業者の排除や事務量増大の抑制等のための措置を講じつつ、できる限り一般競争入札の拡大に努めます。

また、工事の品質と価格によって優れた調達を確保する観点から、民間の技術力を積極的に活かす「総合評価落札方式」の拡大に向けた取組を進めます。

② コスト縮減に向けた取り組みの推進

農林水産公共事業の「コスト構造改革プログラム」に基づき、平成１９年度までに１５％（平成１４年度比）の総合コスト縮減に向けた取組を進めます。

【農業農村整備】

地域の意向に応じたオーダーメイド原則の導入や、農家・地域住民等参加型手法による直営施工方式の拡大を図ります。

【林野公共】

「地球温暖化防止森林吸収源１０カ年対策」の一環として、現地で発生した間伐材を木柵工や筋工に活用するなど、木材の利用を引き続き促進します。

【水産基盤整備】

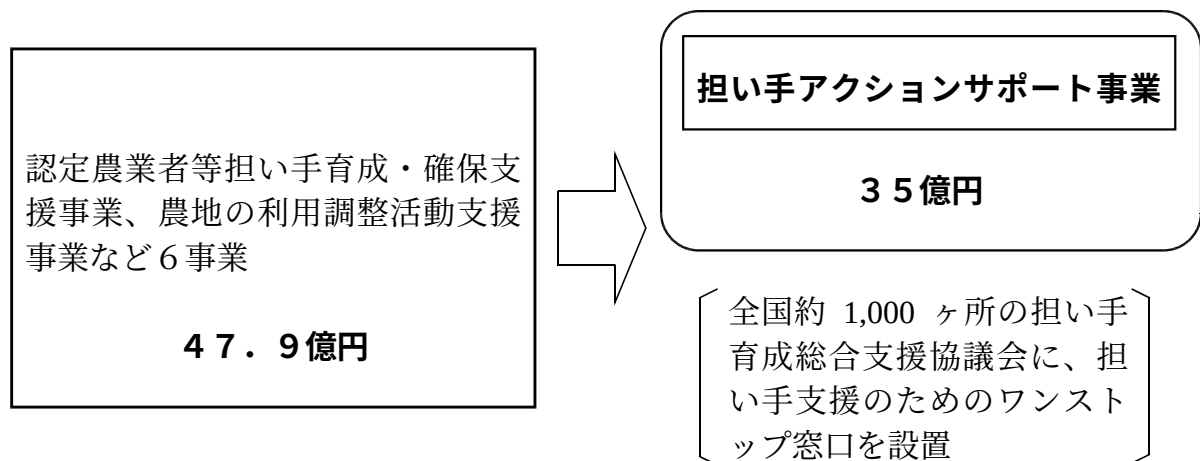
貝殻等の水産系副産物や浚渫土砂を、魚礁や覆砂等への有効利用を図ることによって資源循環を促進し、コスト縮減に取り組めます。

7. 事業の集中・重点化

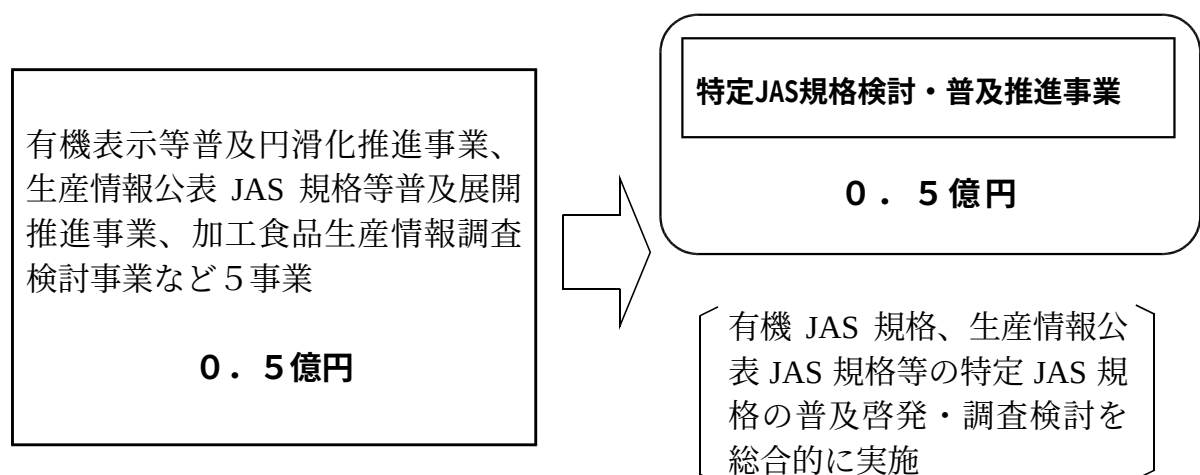
平成19年度予算の概算要求に際して、新規事業の検討過程や既往の事務事業の再点検過程を通じて、共通項を持つ複数の事業を政策目的の下に体系的に整理し、集中的に事業を実施することとしました。

その主な内容は次のとおりです。

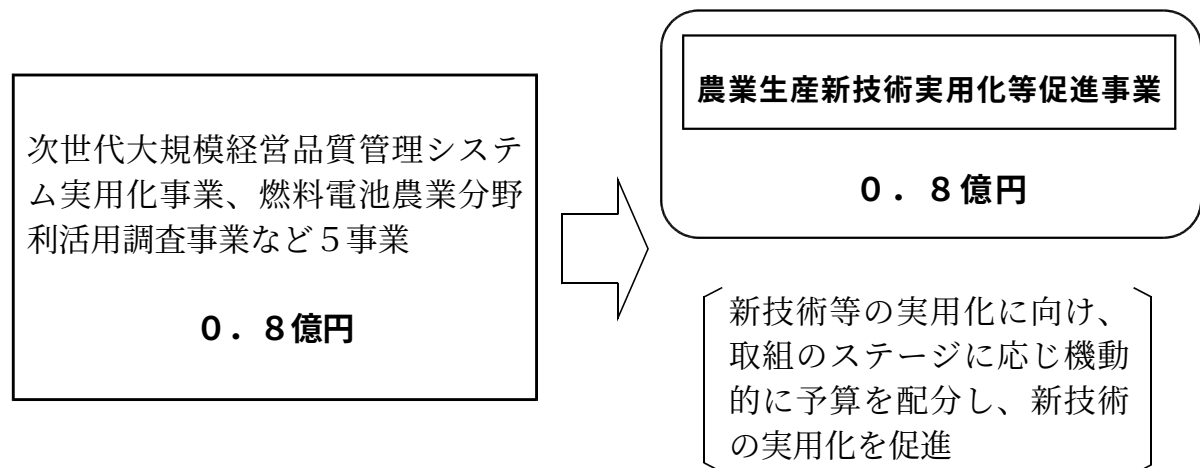
(1) 農業の担い手育成対策



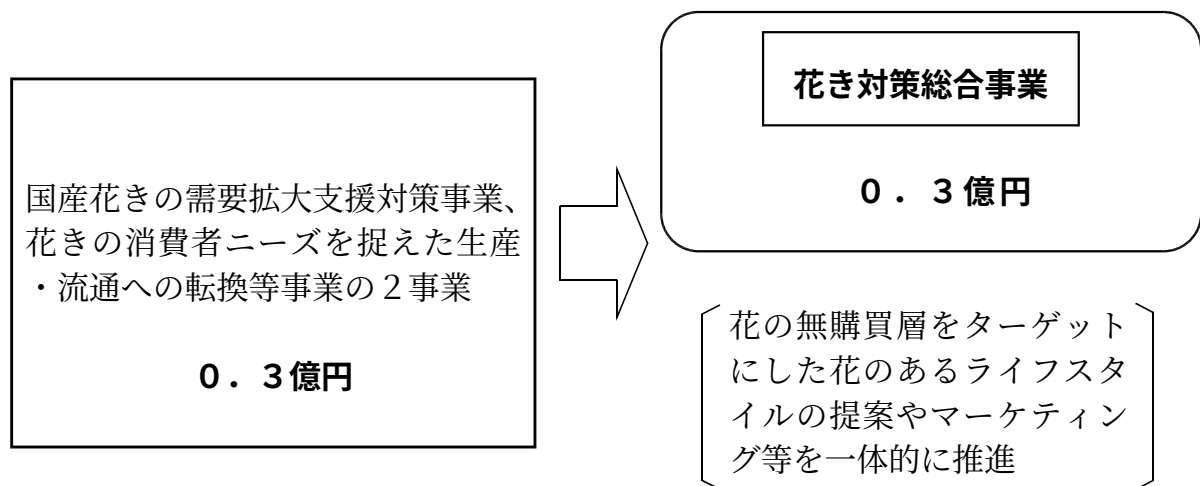
(2) 特定JAS規格の検討・普及等



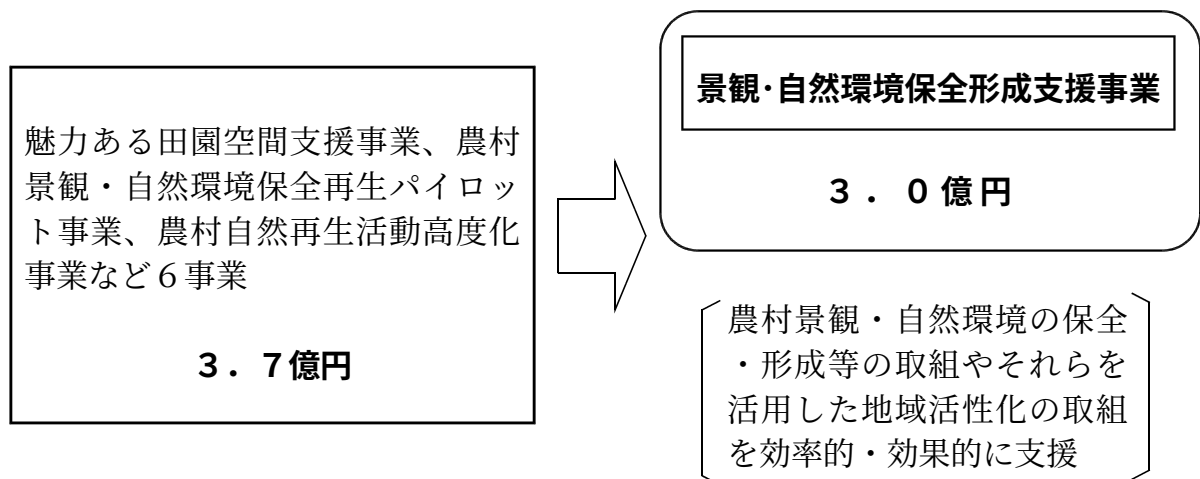
(3) 農業生産新技術の実用化促進対策



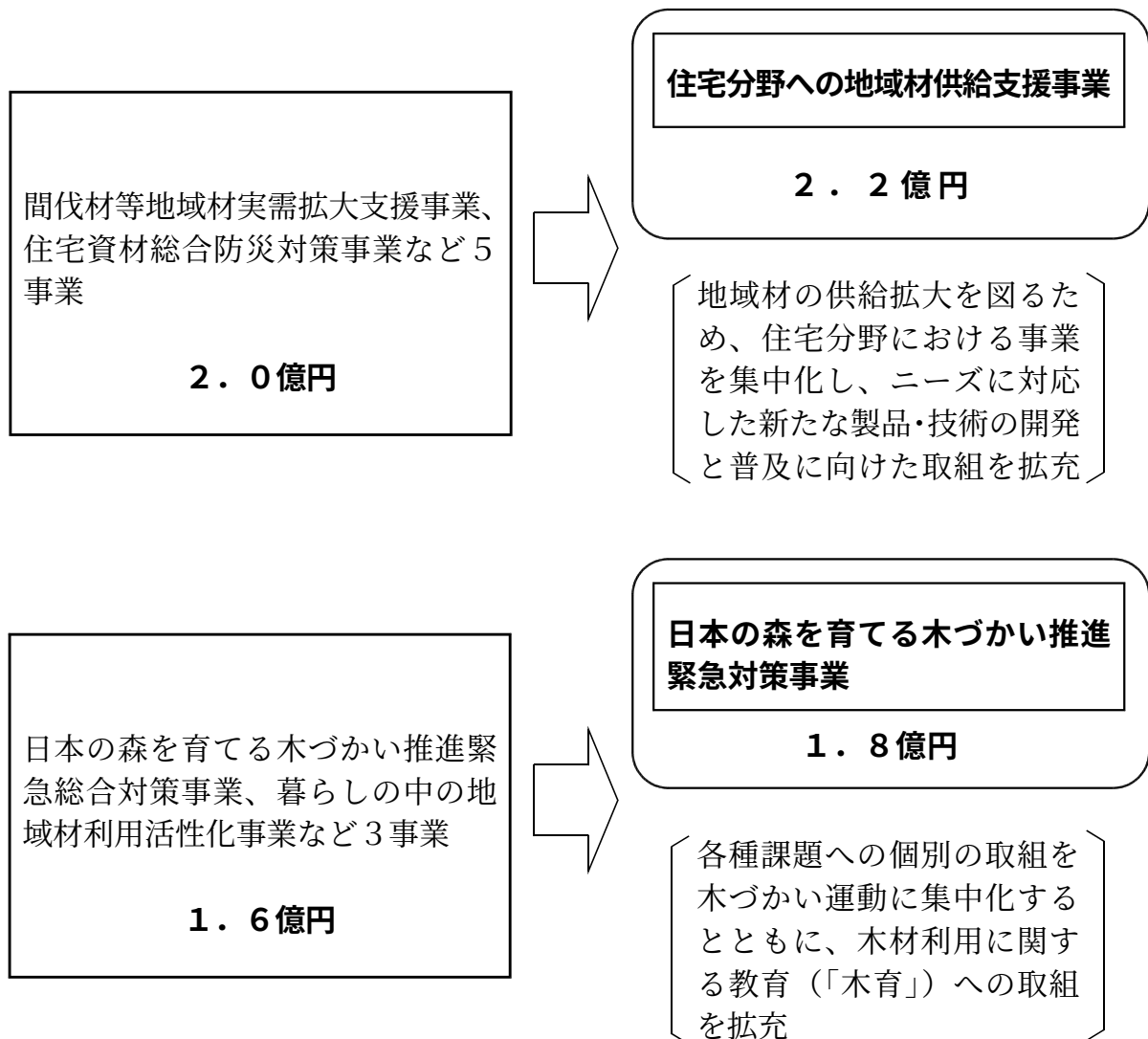
(4) 花き対策



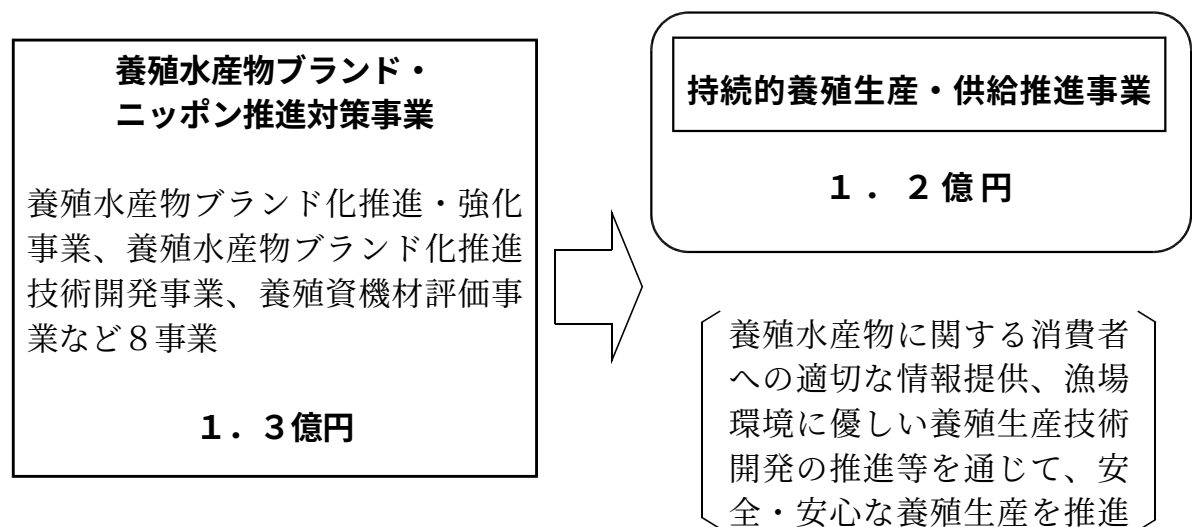
(5) 農村景観関連諸対策



(6) 木材需要拡大対策



(7) 水産養殖対策



8. 予算執行改革

(1) 民間団体を補助対象とする事業の執行方法の透明化

現在、政府では随意契約の見直しを進めておりますが、農林水産省においては、平成19年度予算概算要求に当たり、その考え方に準拠して、民間団体を補助対象とする事業の執行方法の透明化を徹底することとしました。

すなわち、民間団体を対象とする補助事業については、従来は、団体を特定した事業方式が多く採用されておりましたが、今後は、いわゆる「公募方式」を原則とすることとしました。

その原則を適用するに当たって、農林水産省として次のような基準を設定しています。

民間団体を対象とする補助事業の執行方式について

1 原則として公募方式とする

なお、公募により事業実施主体を決定するに当たっては、担当部局に第三者委員会（選定審査委員会（仮称））を設け、同委員会による審査を経るものとする。

2 公募方式によりがたい以下の事業については、団体を特定した補助事業方式を採用することができるものとする。

(1) 法令により事業実施主体が特定されている補助事業

(2) 特定の継続的な政策を実施するために設立された法人（法人格なき団体を含む。以下同じ。）に対して、当該政策を実施するために必要な経費を交付する補助事業

(3) 一定の地域的なまとまりをもって事業が実施されることが、補助目的を達成する上で不可欠な補助事業であり、当該地域内において当該事業を実施可能な法人が複数存在することは、事業の性格、又は要件上あり得ない補助事業

(4) 次のすべての要件に該当することが明らかな補助事業

ア 営利を目的とする法人が実施することが、著しく公益性を損ない、事業の円滑な推進に支障をきたすこと

イ 交付先が法人格を有していること

ウ 他の法人には、定款その他の規定上、当該事業を行う権能が与えられていないこと

(2) 農林水産公共事業における入札改革

農林水産省においては、公共事業についても、執行方式の透明化を図るための改革を進んで行うこととしています。

すなわち、農業農村整備、林野公共、漁港漁場整備などの事業の特性に応じた独自の改革により、一般競争入札の対象を5年間で現状の2～3割から概ね8割（金額ベース）まで拡大することとしています。

(3) その他の執行方式の改善

以上に加えて、予算執行方式について、次のような改善措置を講ずることとしています。

- ① 健全な食生活を実現するためには、米、野菜、果実、牛乳・乳製品などの様々な食品を適切に組み合わせてバランスよく食べることが効果的です。このため、品目別に行われていた事業を品目横断的な事業に見直し、「食事バランスガイド」を活用した栄養バランスの優れた「日本型食生活」の実践を促すための取組を、統一的かつ戦略的に実施することとします。
- ② 農林水産省の広報啓発の統一感の向上、効率化を図るため、農林水産省広報と重複する各局庁媒体については、18年度末をもって廃止し、省広報へ一元化します。また、国民の目から見れば同様な施策について、個別事業・制度ごとのパンフレットやイベント等を統合・効率化します。